

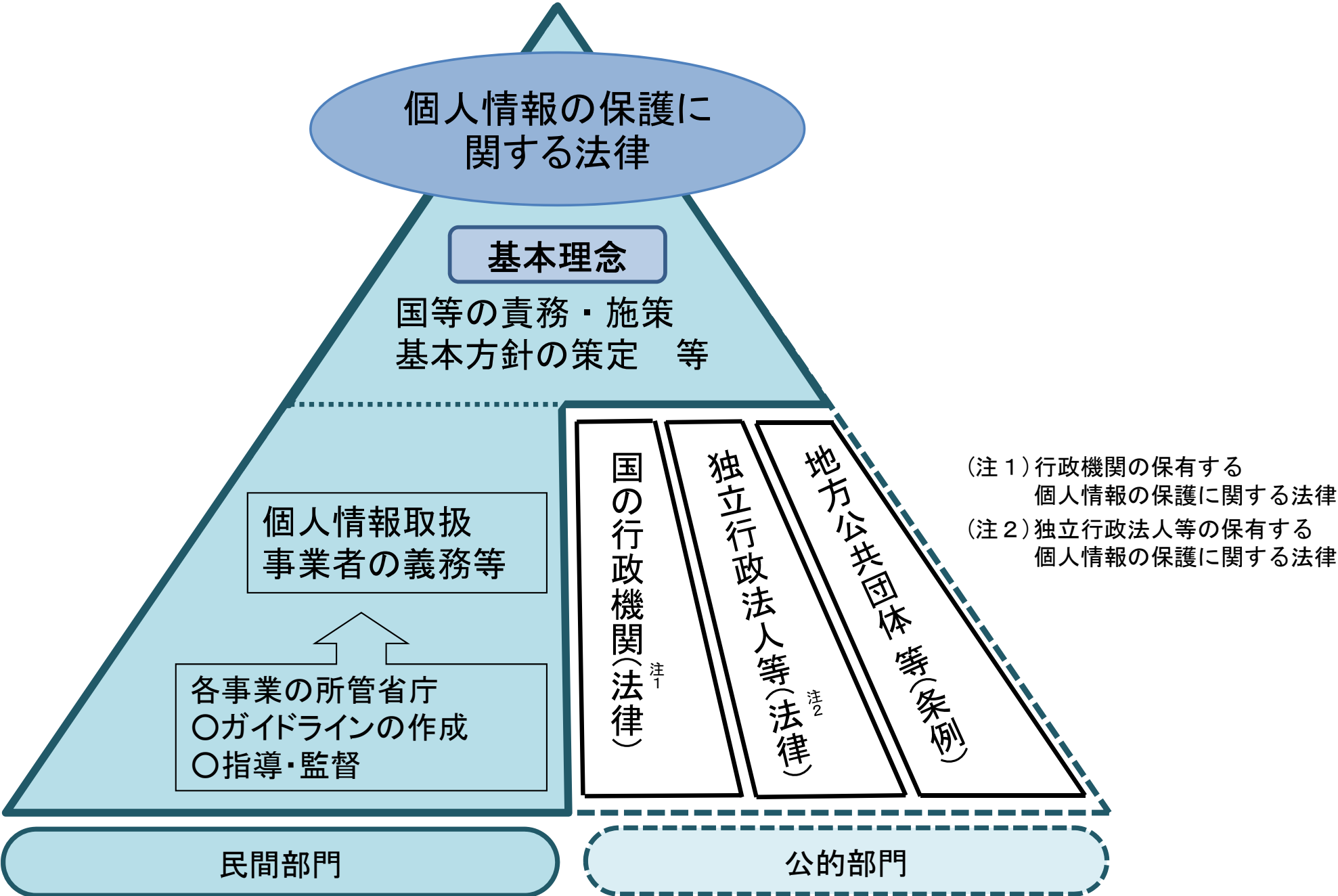
平成28年11月21日
規制改革推進会議
投資等WG資料

個人情報保護条例の現状と 総務省の取組

自治行政局
地域情報政策室

- 個人情報保護条例の現状 1
- 法改正を踏まえた総務省の取組 14

現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



個人情報保護に関する法律

基本理念

国等の責務・施策
基本方針の策定 等

個人情報取扱
事業者の義務等

各事業の所管省庁
○ガイドラインの作成
○指導・監督

民間部門

公的部門

国の行政機関(法律)
注1

独立行政法人等(法律)
注2

地方公共団体等(条例)

(注1) 行政機関の保有する
個人情報の保護に関する法律

(注2) 独立行政法人等の保有する
個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》 ※詳細は4頁参照

検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

個人情報保護基本法制に関する大綱(平成12年10月11日・情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会)(抜粋)


5. 地方公共団体の措置

(1) 地方公共団体の保有する個人情報に関する施策

地方公共団体は、本基本法制の趣旨にのっとり、その保有する個人情報に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないものとする。

地方公共団体が保有する個人情報については、その自主性・自律性を尊重して、本基本法制の趣旨にのっとり自主的な取組が促進される必要がある。

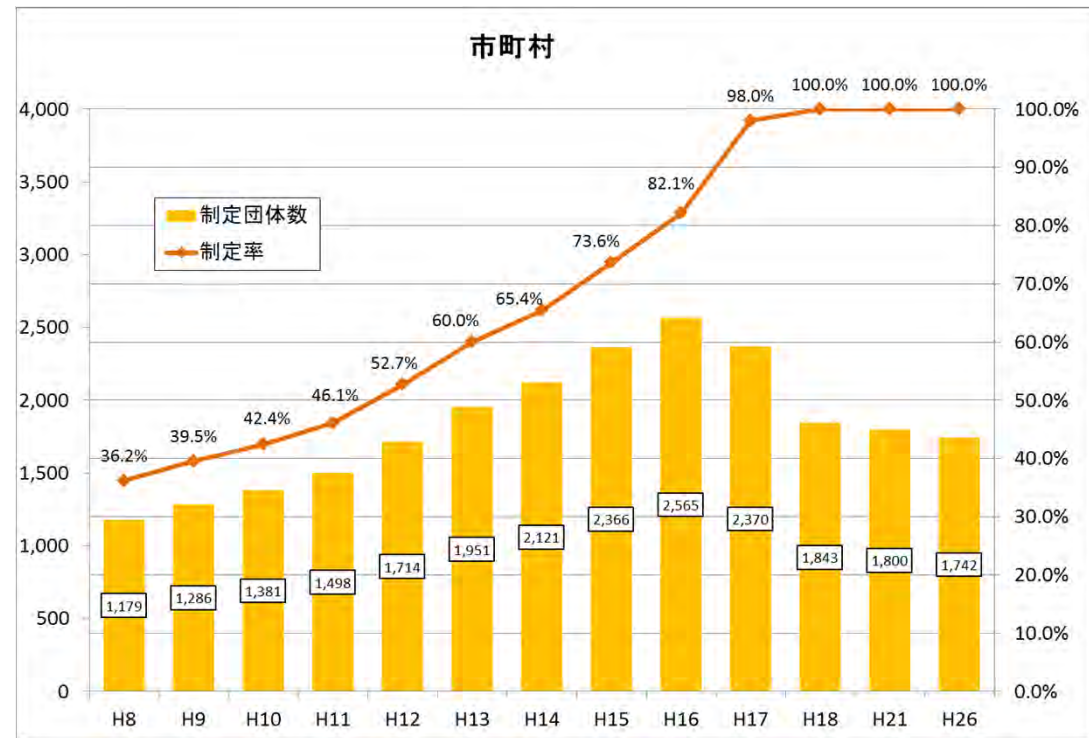
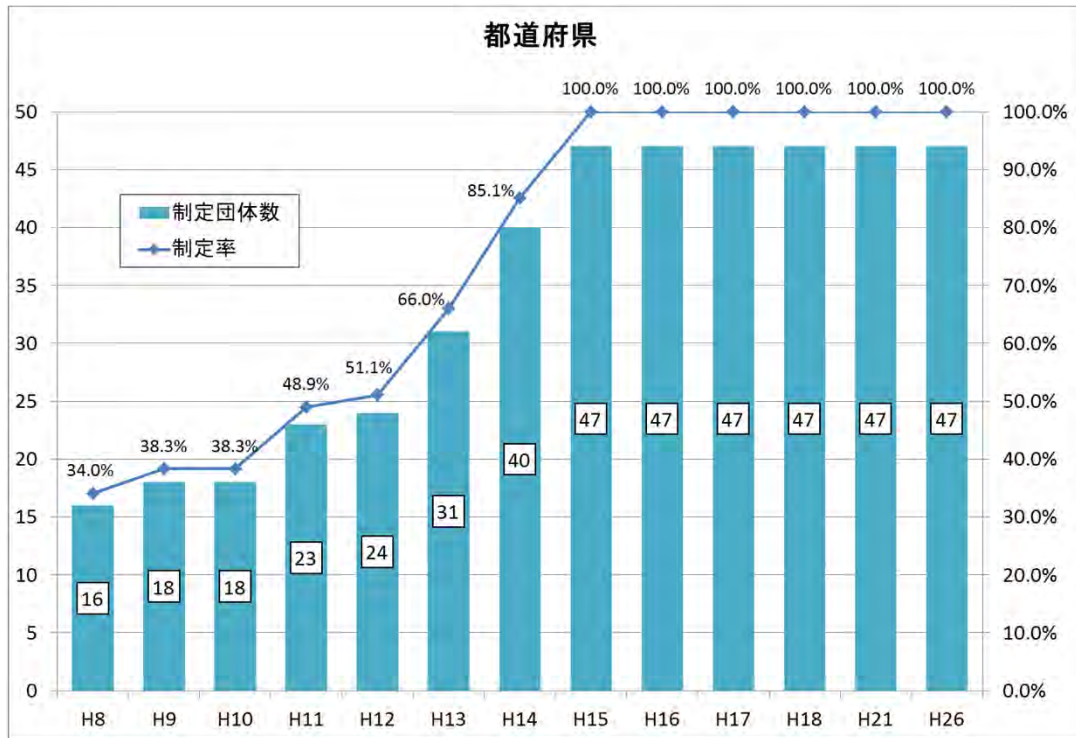
本基本法制の趣旨にのっとり、条例が整備されていない地方公共団体においては速やかにその制定に努めるとともに、既に制定済みの地方公共団体においても、一層の充実を図る観点から現行条例の必要な見直しに努める必要がある。

 平成15年に成立した個人情報保護法では、地方公共団体については条例により規律することとされた。

- ・ 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(同法第5条)
- ・ 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(同法第11条第1項)

個人情報保護条例の制定状況

個人情報保護対策に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている。



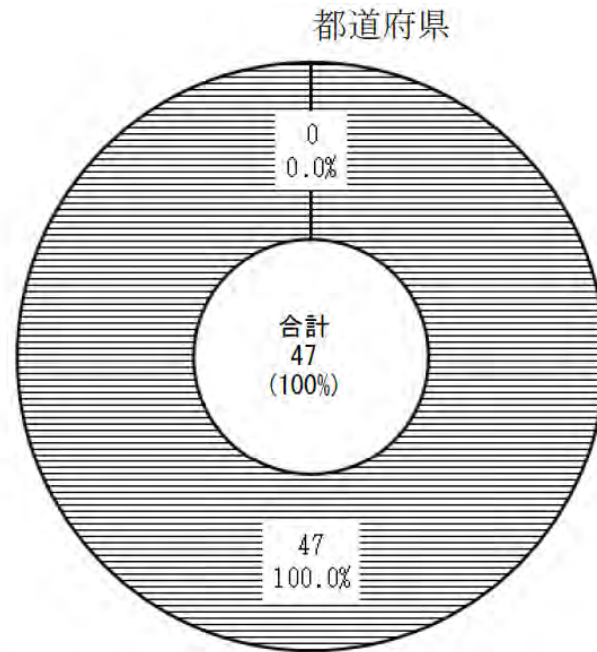
個人情報保護条例の規定内容

- 個人情報保護法等の趣旨にのっとり、マニュアル処理を規制対象にしている、自己情報の開示及び外部委託について規定している点などで、個人情報保護条例の規定内容は概ね共通している。
- 一方、地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の定義について、他の情報との照合による識別について容易性を要件としているか、死者に関する情報を含むかという点などでは、条例の規定内容に差異もある。
- 区域の特性としては、社会経済的条件、住民意識などに関する特性があり、これらの特性は地方公共団体によって異なる場合もあり、こうした区域の特性が、条例の規定内容に反映されている場合もある。

※ 調査結果(平成26年4月1日時点)については、6頁～13頁を参照

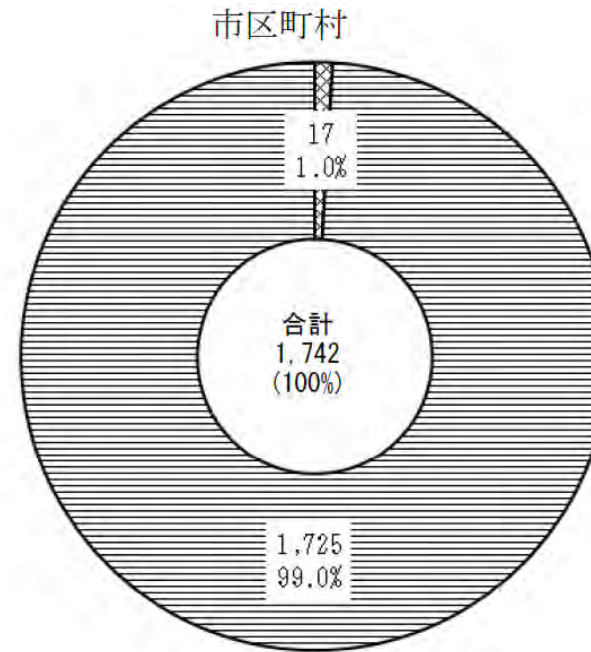
個人情報処理形態の範囲

○ マニュアル処理(手作業処理)に係る個人情報を保護の対象としているか。



電子計算機処理のみを対象…0

マニュアル処理も対象…47



電子計算機処理のみを対象…17

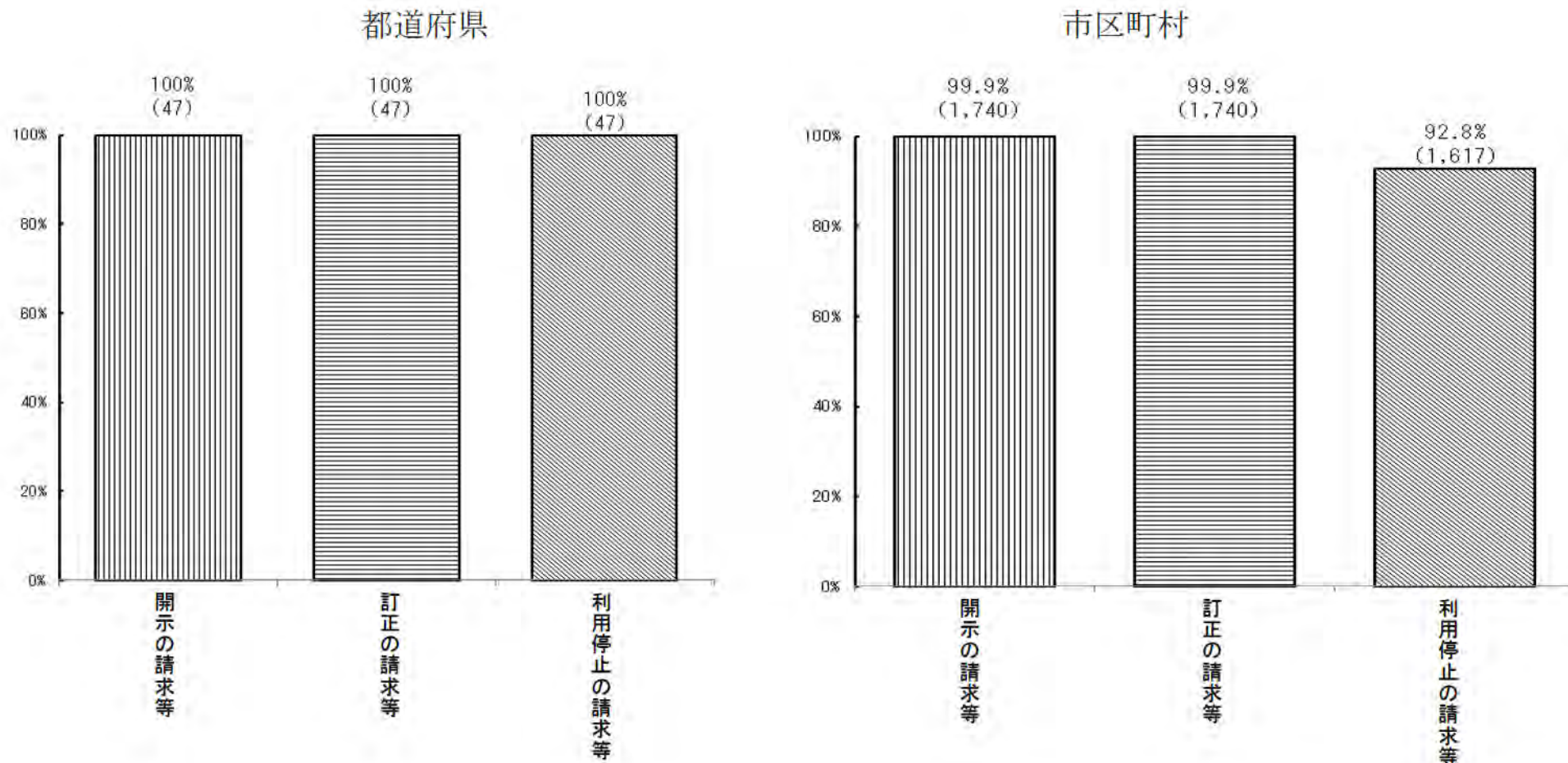
マニュアル処理も対象…1,725

「地方公共団体における個人情報保護対策について」(H15.6.16 総行情第91号)

「電子計算機処理に係る個人情報のみでなく、マニュアル処理に係る個人情報についても条例による保護の対象とする必要がある」

自己情報の開示・停止等

○ 自己に関する情報について、開示又は訂正の請求等ができる旨の規定があるか。

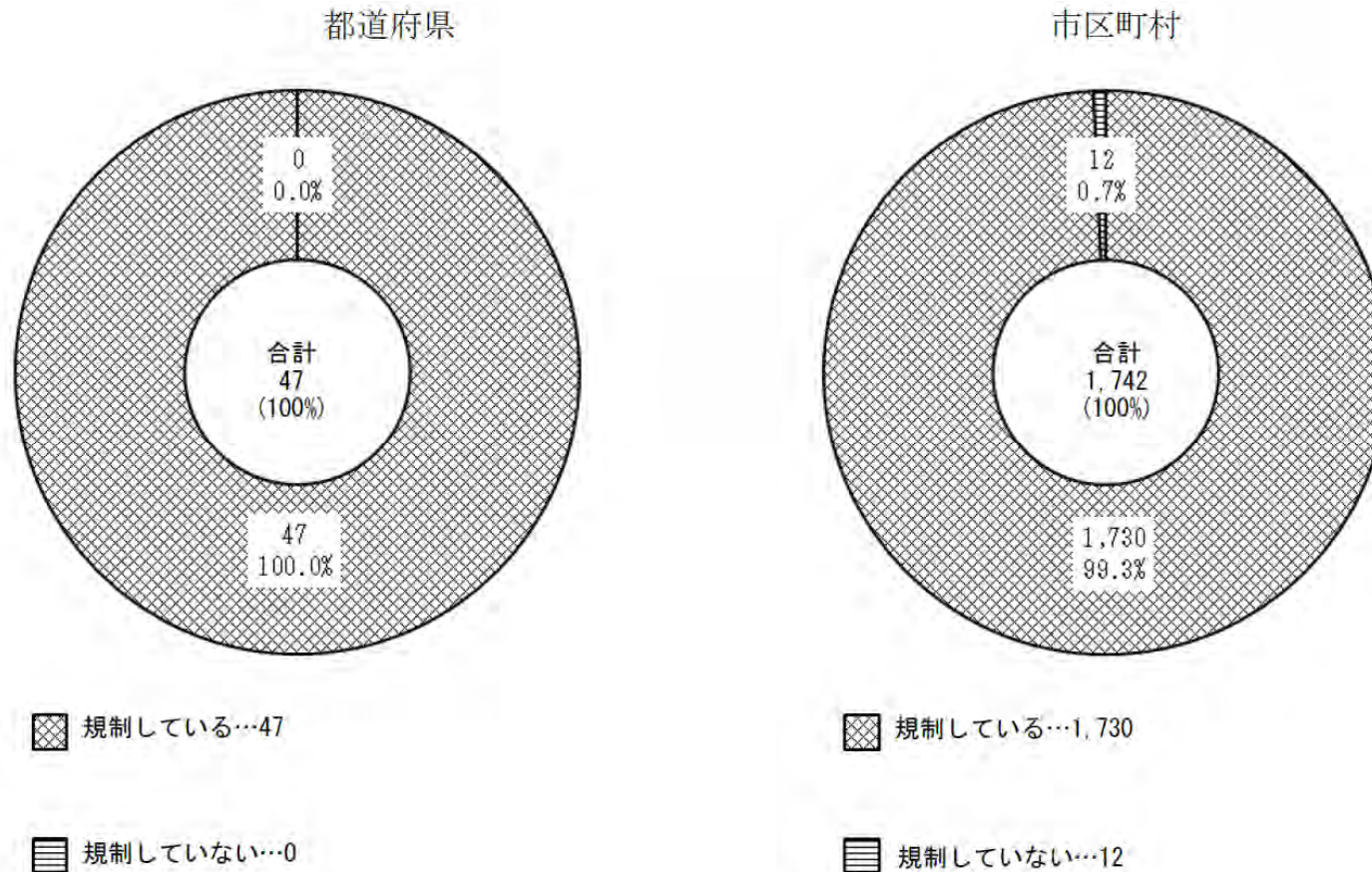


「地方公共団体における個人情報保護対策について」(H15.6.16 総行情第91号)

「地方公共団体が保有している個々の個人情報について、原則として本人がその存在及び内容を確認できるようにすることが必要である」等

外部委託時の規制

- 外部に情報の処理を委託する際に、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることについての規制があるか。

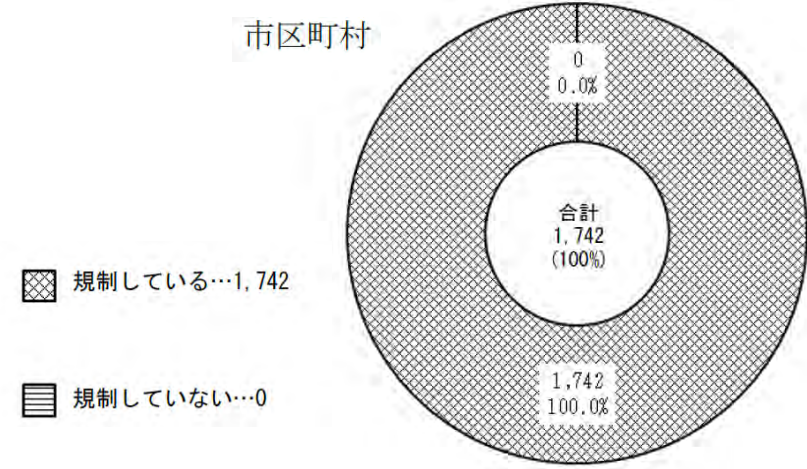
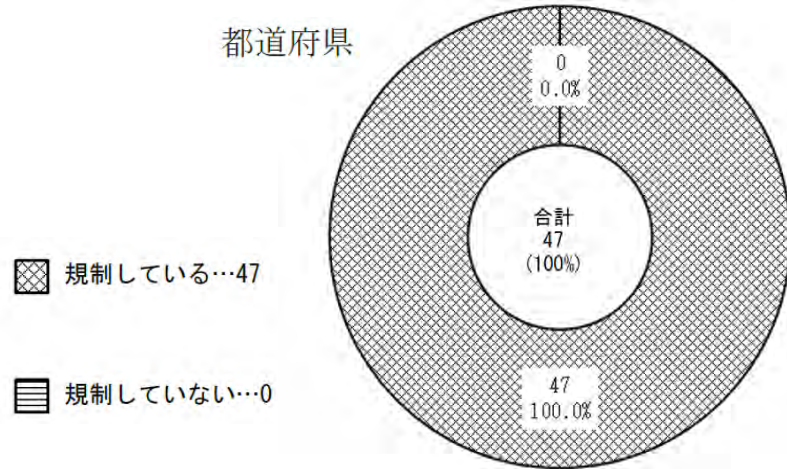


「地方公共団体における個人情報保護対策について」(H15.6.16 総行情第91号)

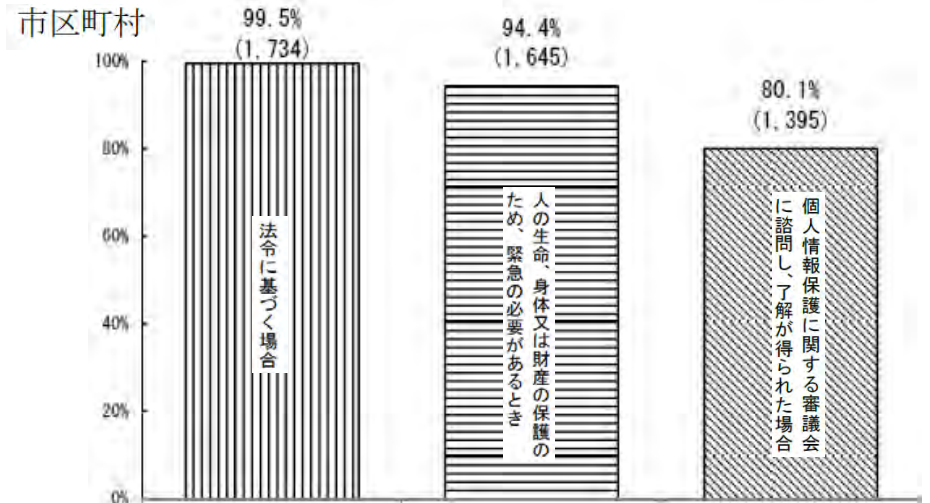
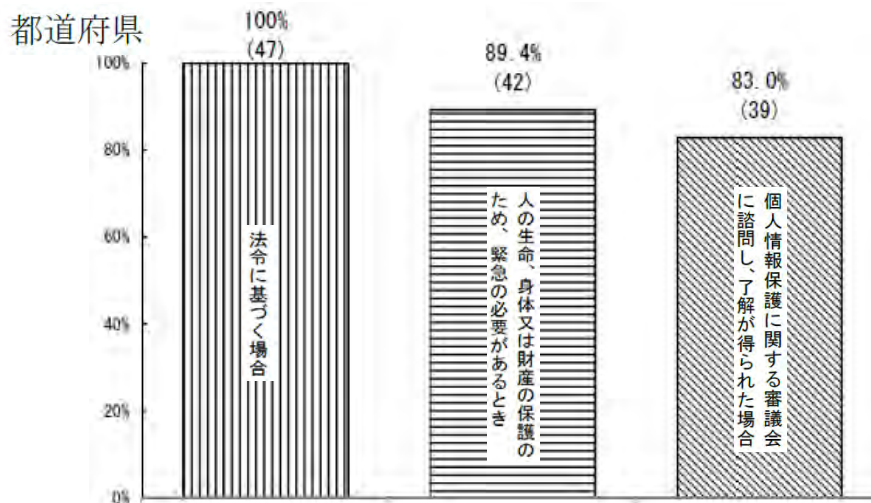
「委託先においても個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである」等

利用・提供規制

○ 地方公共団体内部における個人情報の利用又は地方公共団体の外部への個人情報の提供に関しての規制があるか。



➡ ただし、法令に基づく場合、個人情報保護条例は一般的に目的外の内部利用又は外部提供を認めている。



災害対策基本法(抜粋)

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

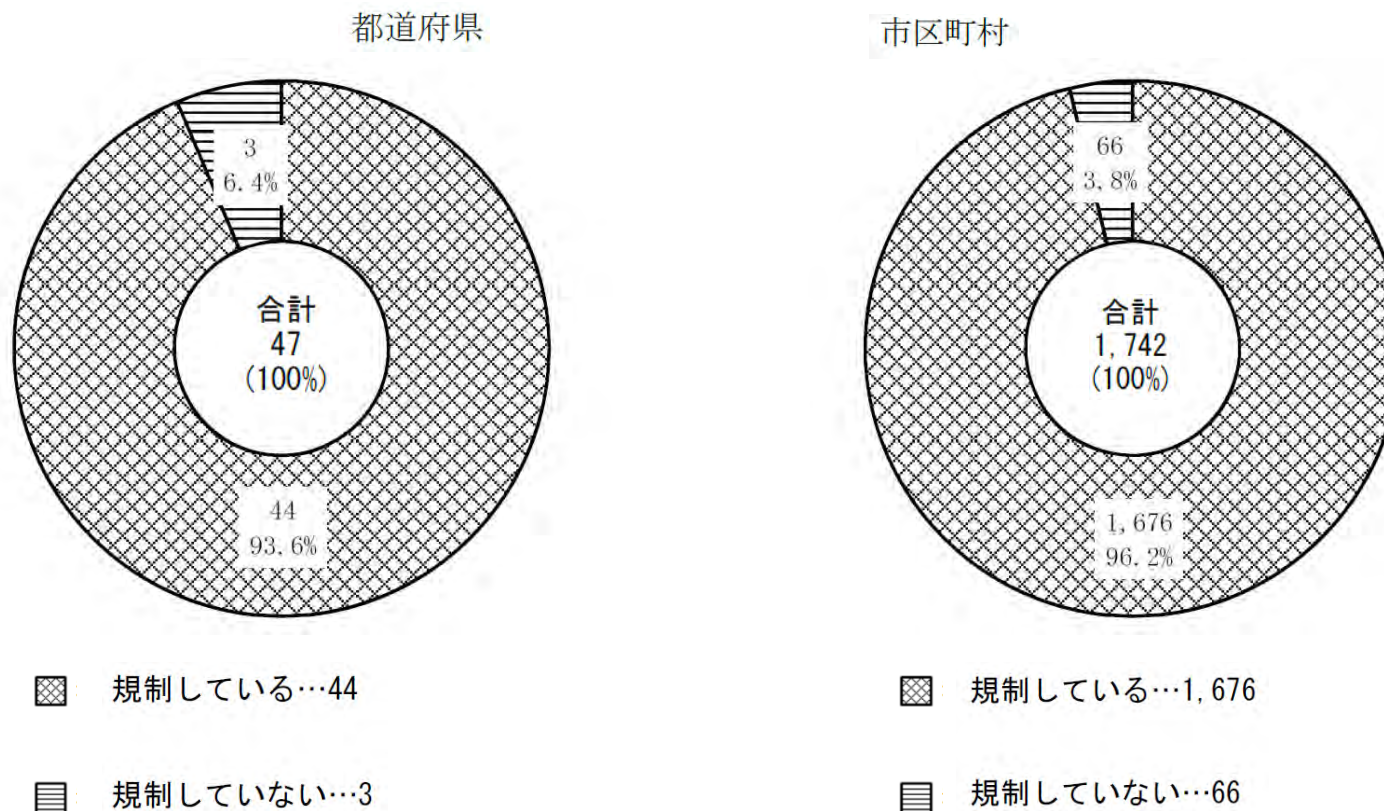
2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法 第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○ 平成25年の災害対策基本法改正により、平常時には、本人の同意を得て、関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、災害発生時には、本人の同意を得ることなく、関係者に避難行動要支援者名簿を提供することが可能とされた。

センシティブ情報

- 個人の人格的利益に関わるおそれのある、いわゆるセンシティブ情報の収集又は記録が禁止又は制限されているか。

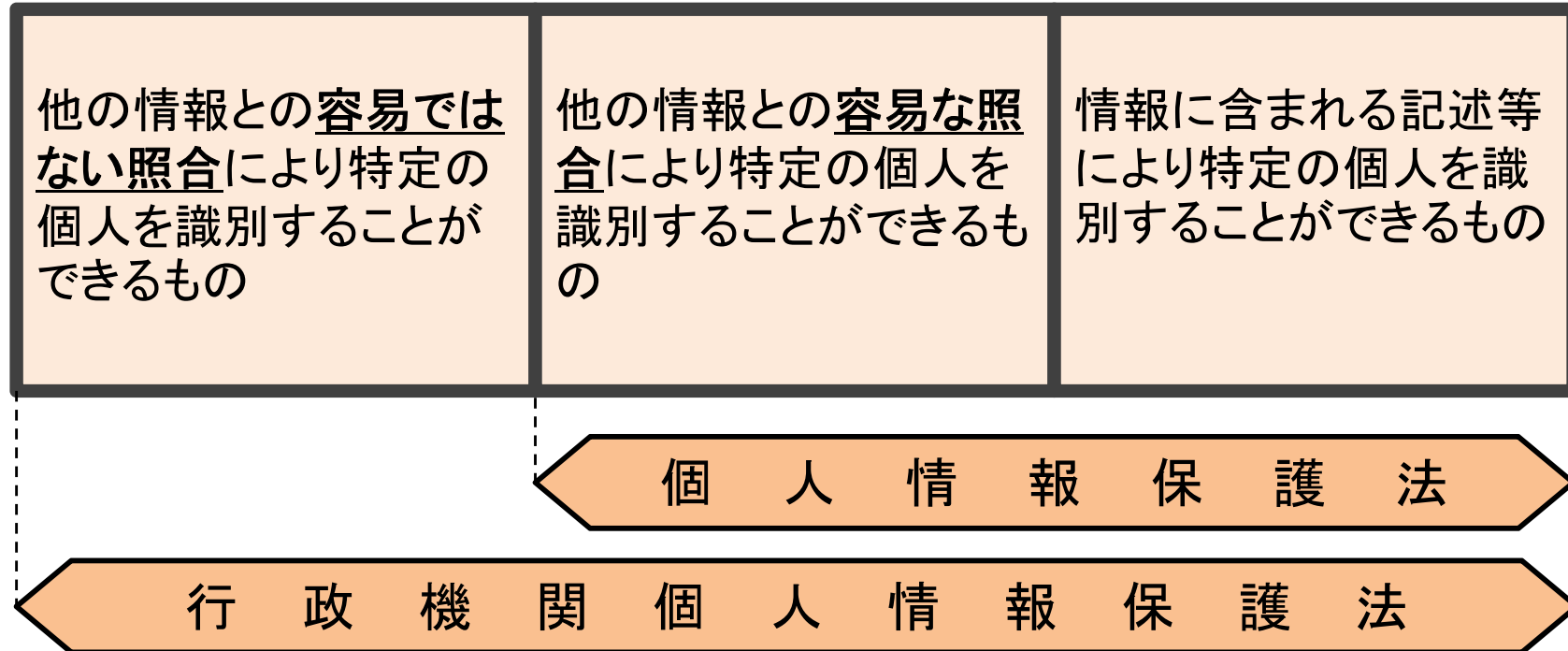


➡ 今回の法改正以前から、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報については特別な取扱いが定められている。

個人情報定義

- 個人情報保護条例における個人情報の定義については、現在、他の情報との照合及び死者に関する情報について、地方公共団体によって差異が見られる。
 - 他の情報との照合に関しては、行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としていない地方公共団体と、個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としている地方公共団体がある。
 - 死者に関する情報に関しては、個人情報を生存する個人に関する情報に限る地方公共団体と、個人情報に死者に関する情報を含む地方公共団体がある。
- ➡ 総務省で現在開催している検討会では、法改正の内容のうち、個人情報の定義の明確化に関連する事項として、地方公共団体における個人情報の定義の差異についても検討する予定である。

(参考)他の情報との照合



○ 個人情報保護法(現行) 第2条第1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

○ 行政機関個人情報保護法(現行) 第2条第2項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

個人情報保護法の改正

パーソナルデータに関する検討会

パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため、平成25年9月から平成26年12月にかけて13回にわたって開催(座長:宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授)

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

パーソナルデータに関する検討会における検討を踏まえつつ、平成26年6月24日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定

個人情報保護法の改正

※平成27年9月9日公布、公布から2年以内に全面施行
(個人情報保護委員会の新設に係る規定は、平成28年1月1日に施行済)

・ 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化

・ 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義として、個人識別符号(①身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号(例:顔認識データ、指紋認識データ)、②対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号(例:旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー))が対象となることを明確化

・ 要配慮個人情報の規定の新設

要配慮個人情報(人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

・ 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

など

行政機関個人情報保護法等の改正

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱において示されている方針の下、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行うため、平成26年7月から平成28年3月にかけて16回にわたって開催(座長:藤原静雄 中央大学大学院法務研究科教授)

行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会において取りまとめ、平成28年3月7日に公表

行政機関個人情報保護法等の改正

※平成28年5月27日公布、公布から1年6月以内に施行

行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ①非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
- ②民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

個人情報の定義の明確化

個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)

要配慮個人情報の取扱いの規定

要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

(参考)国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合 (※)
 - ・ 識別行為の禁止
 - ・ 安全管理措置
 - ・ 契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

(※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・ 個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
 - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
 - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）
- 非識別加工情報の作成、公表
 - ・ 基準に基づく適正加工
 - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

個人情報保護法等改正法附則及び行政機関個人情報保護法等改正法附則

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(抄) 附則

(検討)

第十二条 略

2～5 略

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(抄) 附則

(個人情報の一体的な利用促進に係る措置)

第四条 政府は、この法律の公布後二年以内に、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者、同項第一号に規定する国の機関、同項第二号に規定する地方公共団体、同項第三号に規定する独立行政法人等及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有する同条第一項に規定する個人情報が一体的に利用されることが公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一体的な利用の促進のための措置を講ずる。

2 略

改正個人情報保護法の施行スケジュール

	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係	同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立 内閣官房 政令案の検討等 周知広報	個人情報保護委員会設置 ※1 委員会規則・ガイドライン等の策定 周知広報	周知広報	
法執行	消費者庁 主務大臣 現行法の所管	※1 現行法に基づく監督	改正法の所管	改正個人情報保護法全面施行(権限一元化) 改正法に基づく監督

H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内に施行
(H29年春頃を想定)

※1 2016年(H28年)1月1日

※2 改正法の公布の日から2年以内で政令で定める日

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

① データ利活用促進に向けた環境整備

パーソナルデータに関しては、個人情報取扱いに関して全事業分野に適用される汎用的なガイドラインや匿名加工情報の取扱いに係る必要なルールの整備を個人情報保護委員会において本年中を目途に行う。また、個別にデータ利活用が期待され、そのための環境整備が必要となる分野については、その特定及びスケジュールについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを通じて得られる知見等を踏まえて、関係省庁が連携して検討を進め、本年中を目途に結論を得る。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)(行政機関個人情報保護法等改正法)が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行う。

個人情報保護に関する基本方針（抜粋）

平成16年4月2日 閣議決定

※ 下線を附している箇所は、平成28年10月28日の一部変更における変更箇所。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護に関する条例の制定又は見直しに 取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

今回の法改正を踏まえたこれまでの情報提供

総務省として、地方公共団体における個人情報保護条例の見直しの検討が円滑に進むよう、行政機関個人情報保護法の改正などについて、地方公共団体に対し情報提供してきたところである。

- 「個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定について(情報提供)」
(平成27年3月10日付け事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」
(平成27年9月11日付け事務連絡)
- 「行政機関個人情報保護法改正法案の閣議決定について(情報提供)」
(平成28年3月8日付け事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正について(情報提供)」(平成28年5月27日付け事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正、個人情報の保護に関する法律施行規則の制定等について(情報提供)」(平成28年10月5日付け事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更について(情報提供)」
(平成28年10月28日付け事務連絡)

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

スケジュール(予定)

平成28年9月23日(金) 第1回検討会 開催
11月28日(月) 第2回検討会 開催(予定)
→ 全4回程度開催し、年度内に報告書を取りまとめ

構成員

※敬称略、50音順

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授(座長)
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授
佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長

(オブザーバー)
個人情報保護委員会事務局
行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
情報流通行政局地方情報化推進室
統計局統計調査部調査企画課

検討の前提となる基本的な考え方

※「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」第1回資料から抜粋

- 個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されている。
- また、同法第11条第1項では、地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。
- 個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)において、「条例の制定又は見直しに当たっては(略)、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。」とされている。
- したがって、地方公共団体においては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当である。

主な検討項目

※「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」第1回資料から抜粋

個人情報定義の明確化

行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

(検討項目)

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・個人情報の定義(容易照合性・死者に関する情報) など

要配慮個人情報の取扱い

行政機関個人情報保護法等の改正により、要配慮個人情報が定義され、個人情報ファイル簿において、要配慮個人情報の有無を認識し得るようにされた。

(検討項目)

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・要配慮個人情報の定義 など

非識別加工情報の仕組みの導入

行政機関個人情報保護法等の改正により、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられた。

(検討項目)

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・第三者機関の関与
- ・小規模団体に対する支援
- ・事業者の事務負担軽減 など